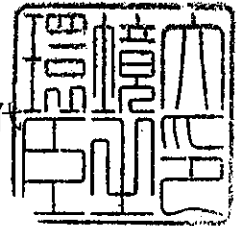


諮問 第 4 2 9 号
環水大土発第1601071号
平成 2 8 年 1 月 7 日

中央環境審議会会長
浅野 直人 殿

環 境 大 臣
大 塚 珠 代



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号。以下「告示」という。）について、

- （1）別紙1の農薬に関し、告示第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
 - （2）別紙2の農薬に関し、告示第4号の環境大臣が定める基準を設定すること
- について貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

エチル = (Z) - N-ベンジル-N- {[メチル (1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル) アミノ] チオ} - β-アラニナート (別名アラニカルブ)

(E) - (S) - 1 - (4-クロロフェニル) - 4, 4-ジメチル-2 - (1-H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル) ペンタ-1-エン-3-オール (別名ウニコナゾールP)

N-シクロプロピル-1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6-トリアミン (別名シロマジン)

メチル = 3 - (4-メトキシ-6-メチル-1, 3, 5-トリアジン-2-イルカルバモイルスルファモイル) - 2-テノアート (別名チフェンスルフロメチル)

1 - (5-tert-ブチル-1, 3, 4-チアジアゾール-2-イル) - 1, 3-ジメチル尿素 (別名テブチウロン)

N, N' - {ピペラジン-1, 4-ジイルビス [(トリクロロメチル) メチレン]} ジホルムアミド (別名トリホリン)

5-クロロ-2 - (3, 4, 4-トリフルオロブタ-3-エン-1-イルスルホニル) - 1, 3-チアゾール (別名フルエンズルホン)

(別紙2)

メチル = (2*E*) - 3 - メトキシ - 2 - { 2 - [6 - (トリフルオロメチル) - 2 - ピリジルオキシメチル] フェニル } アクリラート (別名ピコキシストロビン)

1, 2, 5, 6 - テトラヒドロピロロ [3, 2, 1 - *ij*] キノリン - 4 - オン (別名ピロキロン)

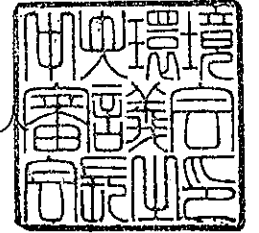
2 - [4 - (2, 4 - ジクロロ - *m* - トルオイル) - 1, 3 - ジメチルピラゾール - 5 - イルオキシ] - 4' - メチルアセトフェノン (別名ベンゾフェナップ)



中環審第893号
平成28年1月7日

中央環境審議会 土壌農薬部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 浅野 直人



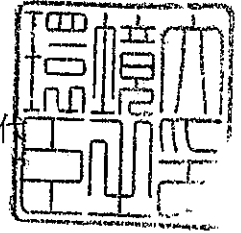
農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について(付議)

平成28年1月7日付け諮問第429号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壌農薬部会に付議する。

諮問第434号
環水大土発第1602291号
平成28年2月29日

中央環境審議会会長
浅野直人 殿

環境大臣
大塚 珠



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号。以下「告示」という。）について、

- （1）別紙1の農薬に関し、告示第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
 - （2）別紙2の農薬に関し、告示第4号の環境大臣が定める基準を設定すること
- について貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

tert-ブチル = (6 - {[(Z) - (1-メチル-1*H*-5-テトラゾリル)
(フェニル) メチレン] アミノオキシメチル} - 2-ピリジル) カルバマート
(別名ピカルブトラゾクス)

4 - (2, 4-ジクロロベンゾイル) - 1, 3-ジメチルピラゾール-5-イ
ル = トルエン-4-スルホナート (別名ピラゾリネート又はピラゾレート)

(別紙2)

イソプロピル=3, 4-ジエトキシカルバニラート (別名ジエトフェンカルブ)

(*EZ*) - (*RS*) - 2 - { 1 - [(*2E*) - 3 - クロロアリルオキシイミノ]
プロピル } - 3 - ヒドロキシ - 5 - ペルヒドロピラン - 4 - イルシクロヘキス
- 2 - エン - 1 - オン (別名テプラロキシジム)

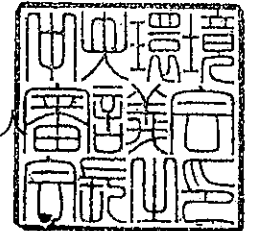
(*5RS*) - 5 - [(*2, 6*-ジフルオロベンジルオキシ) メチル] - 4, 5
- ジヒドロ - 5 - メチル - 3 - (3 - メチル - 2 - チエニル) - 1, 2 - オキ
サゾール (別名メチオゾリン)



中環審第904号
平成28年2月29日

中央環境審議会 土壌農薬部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 浅野 直人



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について(付議)

平成28年2月29日付け諮問第434号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壌農薬部会に付議する。